

議案第 18 号

野田市育英資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

野田市育英資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市育英資金貸与条例の一部を改正する条例

野田市育英資金貸与条例（昭和33年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表大学又は専修学校（専門課程）に在学する者の項中「専門課程」の次に「又は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第2条第2項に規定する専修学校の専攻科（次項において「専攻科」という。）」を加え、同条第2項中「修業期間」の次に「（専攻科にあつては、24月以内）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

大学等における修学の支援に関する法律の一部改正を考慮し、育英資金の貸与の対象者に同法に規定する専攻科に在学する者を追加しようとするものである。

参考資料

野田市育英資金貸与条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市育英資金貸与条例 (昭和33年野田市条例第3号)

改 正 案		現 行	
(貸与額) 第4条 貸与すべき育英資金の額は、次のとおりとする。		(貸与額) 第4条 貸与すべき育英資金の額は、次のとおりとする。	
区分	貸与額	区分	貸与額
大学又は専修学校 (<u>専門課程又は大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第2条第2項に規定する専修学校の専攻科(次項において「専攻科」という。))</u> に在学する者	月額 15,000 円	大学又は専修学校 (<u>専門課程</u>)に在学する者	月額 15,000 円
2 育英資金貸与の期間は、在学又は入学する学校の正規の修業期間(<u>専攻科にあっては、24月以内</u>)とする。		2 育英資金貸与の期間は、在学又は入学する学校の正規の修業期間とする。	